

# 横浜市行政医師 (公衆衛生医師)

令和7年度  
採用選考 募集案内



# 横浜市の保健医療行政

横浜市は、370万人以上の市民が暮らす、日本最大の政令指定都市です。

私たちは、基礎自治体として、横浜で暮らし、働く全ての人々の医療と健康、そしてその命を支える仕事をしています。誰もが健康と生きがいを感じ、自分らしく安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、日々、保健・医療・福祉の向上を図っています。

新型コロナウイルス感染症対応の経験から、保健所機能と医療分野の健康危機管理体制を一元化しました。これにより新興・再興感染症での保健所の対応と病床確保・入院調整などの医療施策の機動的な対応ができ、市内医療機関等とのネットワーク連携が強化され、最適な保健・医療の提供が可能となっています。

また、保健所機能としては、いわゆる県型の保健所が行う保健事業（防疫等）と市町村が行う保健業務（乳幼児健診等）の両方について市民サービスを提供しています。大規模な感染症や食中毒発生時に迅速で的確な対応ができるよう、横浜市全域を所管する横浜市保健所1か所を設置し、指揮命令系統を一元化しています。18区には「保健所支所」の機能を併せ持つ「福祉保健センター」を設置し、保健と福祉の連携による福祉保健相談からサービスの提供を総合的に展開し、感染症対策や生活習慣の改善や重症化予防、乳幼児健診や育児支援など、地域の保健福祉の基盤づくりと区民の健康・安全を守るセーフティネットとしての役割を果たしています。さらに、これから一層進展していく超高齢化社会に向け、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で元気にくらせるよう、医療と保健・介護との連携を着実に進める必要があります。

これらの施策の企画・推進には保健医療行政に携わる医師が参画し、他職種の職員と連携しながら活躍しています。医師が関わる分野は広く、今後もその活躍は大いに期待されています。横浜市は、公衆衛生はもちろん、臨床で培った知識・経験を含め、医師としての力を十分発揮できる職場であると考えています。

行政業務に熱意と关心のある皆様を心よりお待ちしています。

一緒に、すべての横浜市民の健康な生活の確保に「貢献」しましょう。

【参考】行政医師（公衆衛生医師）が配置されている部署（令和7年7月1日現在）

| 名 称     |                   | 医 师 の 配 置 数 |
|---------|-------------------|-------------|
| 区役所     | 福祉保健センター          | 15          |
| こども青少年局 | 総務部               | 1           |
|         | こども福祉保健部（児童相談所含む） | 5           |
| 健康福祉局   | こころの健康相談センター      | 4           |
|         | 障害者更生相談所          | 1           |
| 医療局     | 横浜市保健所長           | 1           |
|         | 総務部               | 1           |
|         | 地域医療部             | 1           |
|         | 健康安全部             | 6           |
|         | 衛生研究所             | 2           |
| 合 計     |                   | 37          |

# 募集内容

## ＜受験資格＞

次の条件をいずれも満たしている医師免許を有する者

- ① 採用予定年度4月1日現在の満年齢が65歳未満であること。
- ② 平成16年以降に医師免許を取得した人については、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了又は採用日までに修了が見込まれる人。
- ③ 横浜市医療局が開催する横浜市行政医師（公衆衛生医師）の職場訪問を実施済の人

▼ 次のア、イに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## ＜採用時期＞

随時採用

※ 採用時期については個別に調整させていただきます。

## ＜募集人数＞

若干名

※ 年度途中で募集を締め切ることがあります。

## ＜選考方法 及び 選考日＞

応募資格を確認のうえ、面接による選考を行います。

合否の決定は、選考の結果を総合して行います。

また、結果は合否を問わず、郵送で通知します。

※ 選考日は別途、お知らせします。

## 勤務先及び業務内容

横浜市医療局、各区福祉保健センター等に勤務することになります。

各勤務先での主な業務内容は次のとおりです。

| 所属                | 業務内容  |
|-------------------|---|
| 医療局               | (1) 横浜市医療・保健事業の企画・総合調整<br>(2) 医療政策<br>(3) 区福祉保健センターの医務業務等の総括<br>(4) 感染症などの健康危機管理、がん検診の総括<br>(5) 医療安全(医療立ち入り調査等)、医療に関する相談<br>(6) 健康増進部門、福祉部門との調整<br>(7) 衛生研究所<br>(8) 医師関係団体との調整 など                                   |
| こども青少年局           | (1) 乳幼児健診・療育体制の精度管理<br>(2) 医療的ケア児の支援体制の構築<br>(3) 要保護・要支援児童及び保護者への支援方針へのスーパーバイズ<br>(4) 医師関係団体調整 など   |
| 区役所<br>(福祉保健センター) | (1) 区福祉保健事業の企画・総合調整<br>(2) 母子保健(乳幼児健診、育児支援、虐待防止等)<br>(3) 成人保健(がん検診、生活習慣病重症化予防、禁煙支援等)<br>(4) 感染症対策(感染症・結核・エイズ対策、予防接種勧奨)<br>(5) 高齢者支援対策 (事業への助言)<br>(6) 健康教育(健康に関する講演会等)<br>(7) 健康相談(市民からの医学的問い合わせへの対応)<br>(8) 災害医療など |

※その他、関連局に勤務することもあります。

## 勤務条件等

※ 勤務条件等の内容は R 7.4.1 現在のものであり、変更になる場合があります。

### <勤務時間>

平日 8:30 ~ 17:15 (土・日、祝日、年末年始休日を除く)

※ 業務の必要に応じて時間外勤務があります。

### <休暇>

◆年次有給休暇（年間 20 日）、夏季休暇（5 日）、

結婚休暇、服忌休暇、産前・産後休暇、病気休暇、介護休暇、子の看護等休暇、

出生支援休暇などの休暇制度

◆育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業などの休業制度

※ 初年度の休暇付与日数は採用日により変動します。

### <横浜版フレックスタイム制度>

職員からの申告に基づいて、所属長が勤務時間を割り振る制度です。

#### I. 1日の勤務時間が7時間45分となるパターン

|    | 勤務時間（休憩時間）               |      | 勤務時間（休憩時間）                |
|----|--------------------------|------|---------------------------|
| 1組 | 7:00~15:45 (10:30~11:30) | 10組  | 9:30~18:15 (13:00~14:00)  |
| 2組 | 7:15~16:00 (10:45~11:45) | 11組  | 9:45~18:30 (13:15~14:15)  |
| 3組 | 7:30~16:15 (11:00~12:00) | 12組  | 10:00~18:45 (13:30~14:30) |
| 4組 | 7:45~16:30 (11:15~12:15) | 13組※ | 10:15~19:00 (13:45~14:45) |
| 5組 | 8:00~16:45 (11:30~12:30) | 14組※ | 10:45~19:30 (14:15~15:15) |
| 6組 | 8:15~17:00 (11:45~12:45) | 15組※ | 11:15~20:00 (14:45~15:45) |
| 7組 | 8:45~17:30 (12:15~13:15) | 16組※ | 11:45~20:30 (15:15~16:15) |
| 8組 | 9:00~17:45 (12:30~13:30) | 17組※ | 12:15~21:00 (15:45~16:45) |
| 9組 | 9:15~18:00 (12:45~13:45) |      |                           |

※ 13~17組は、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務がある勤務日に限り割り振ることができます。

II. (1)、(2)をセットで割り振るパターン（同一月内かつ4週間以内）

|     |     | 勤務時間（休憩時間） |                           |  |
|-----|-----|------------|---------------------------|--|
| 18組 | (1) | ア          | 7:00～17:30 (10:30～11:30)  | 18組の(1)と(2)、19組の(1)と(2)は同一月内かつ4週間以内にセットで割り振るものとし、セットで1回とみなします。 |
|     |     | イ          | 7:30～18:00 (11:00～12:00)  |  |
|     |     | ウ          | 8:00～18:30 (11:30～12:30)  |  |
|     |     | エ          | 8:30～19:00 (12:00～13:00)  |  |
|     |     | オ          | 9:00～19:30 (12:30～13:30)  |  |
|     |     | カ          | 9:30～20:00 (13:00～14:00)  |  |
|     |     | キ          | 10:00～20:30 (13:30～14:30) |  |
|     | (2) | ア          | 8:00～15:00 (12:00～13:00)  |  |
|     |     | イ          | 8:30～15:30 (12:00～13:00)  |  |
|     |     | ウ          | 9:00～16:00 (12:00～13:00)  |  |
|     |     | エ          | 9:30～16:30 (12:00～13:00)  |  |
|     |     | オ          | 10:00～17:00 (12:00～13:00) |  |
| 19組 | (1) | ア          | 7:00～18:30 (10:30～11:30)  | 18組の(1)と(2)、19組の(1)と(2)は同一月内かつ4週間以内にセットで割り振るものとし、セットで1回とみなします。 |
|     |     | イ          | 7:30～19:00 (11:00～12:00)  |  |
|     |     | ウ          | 8:00～19:30 (11:30～12:30)  |  |
|     |     | エ          | 8:30～20:00 (12:00～13:00)  |  |
|     |     | オ          | 9:00～20:30 (12:30～13:30)  |  |
|     |     | カ          | 9:30～21:00 (13:00～14:00)  |  |
|     | (2) | ア          | 9:00～15:00 (12:00～13:00)  |  |
|     |     | イ          | 9:30～15:30 (12:00～13:00)  |  |
|     |     | ウ          | 10:00～16:00 (12:00～13:00) |  |

## <給与・手当>

[初任給の例]

[令和7年4月1日現在]

|      | 医師経験 3 年目<br>(医師) | 医師経験 9 年目<br>(係長級) | 医師経験 15 年目<br>(課長級) |
|------|-------------------|--------------------|---------------------|
| 給与月額 | 約 59 万円           | 約 67 万円            | 約 77 万円             |
| 給与年額 | 約 891 万円          | 約 1,090 万円         | 約 1,254 万円          |

[備考]

- ・初任給は「横浜市一般職職員の給与に関する条例」等の規定に基づき、学歴・職歴等経験年数に応じて決定されます。
- ・給与月額には、地域手当・初任給調整手当・管理職手当（課長級）を含みます。
- ・給与年額には期末・勤勉手当を含みますが、初年度は採用日により支給割合が変動します。
- ・このほか、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

## <昇任>

係長以上への昇任については、勤務実績等を考慮し、条例、規則等に基づき行われます。

## <福利厚生>

職員共済組合、職員厚生会等が、職員やその家族の福祉厚生を目的として、種々の給付や事業を行っています。

◆ 福利厚生制度

財形貯蓄、各種資金貸付、団体保険、慶弔給付、割引購入指定店制度など

◆ 福利厚生施設

割引利用契約施設（宿泊施設、スポーツ施設、遊園地、レジャー施設など）

[専門医等の資格の継続について]

地方公務員法により、営利企業への従事等が制限されていますが、臨床時に取得した専門医の資格維持または臨床の技術維持のため、行政医師としての職務遂行に支障がない勤務を要しない日に、他病院等で診療行為等を行う場合など、業務の内容等により認められる場合があります。

また、必要に応じ、学会等への参加も可能ですので、ご相談ください。

## 選考申込から採用まで

---

### ＜手続きの流れ＞

職場訪問の実施→選考申込書類の提出 → 応募資格等を確認 → 面接日連絡（電話またはメール等）→ 面接 → 合否決定通知（郵送）→ 採用

### ＜選考申込書類の提出方法＞

次の書類を原則として、提出先まで郵送して下さい。

- ① 横浜市行政医師（公衆衛生医師）選考申込書  
(ホームページに指定様式の掲載あり)
- ② 横浜市行政医師（公衆衛生医師）志望理由書  
(ホームページに指定様式の掲載あり)
- ③ 医師免許証の写し
- ④ 【該当者のみ】平成16年以降に医師免許を取得し医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了している場合は、臨床研修修了登録証の写し

※ 封筒にも住所・氏名を明記し、封筒の表に「行政医師選考申込」と朱書きして下さい。

郵送される際は、簡易書留でお送りください。



[横浜市行政医師（公衆衛生医師）  
採用情報 ホームページ ]

## 職場訪問＜入職希望の方は必須です＞・WEB説明会

---

行政医師が働く職場への訪問やWEB説明会を行っています。

### ⚠ 注意事項 ⚠

- ・入職を希望される方で令和5年度以前に職場訪問を実施された方は、申し訳ありませんが、あらためて職場訪問にお申込みいただくようお願ひいたします。
- ・現在、職場訪問・WEB説明会の希望者が多数のため日程調整に時間を要しています。  
ご希望の日時で対応が難しい場合には、改めて調整をさせていただきます。

### ＜職場訪問＞

- ・行政医師が市庁舎で行政医師としての仕事や働き方などをお伝えし、質問にお答えします。
- ・実際の職場の見学・業務説明や、その職場で活躍している行政医師との交流を通じ、業務への理解を深めていただくとともに、雰囲気や魅力を知っていただくことができます。
- ・ご希望により、市内の区役所等を見学していただくことも可能です。

#### ◆開催日時

- ・毎週 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日（祝祭日除く）  
9:00～17:00 のうち 1 時間 30 分程度（12:00～13:00 を除く）
- ・毎週 水曜日（祝祭日除く）  
9:00～12:00 のうち 1 時間 30 分程度

#### <WEB 説明会>

本市で働く行政医師が、行政医師業務、社会医学系専門医等について、Teams を使用し  
ご説明します。個別の質問も大歓迎です。

#### ◆開催日時

- ・毎週 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日（祝祭日除く）  
9:00～17:00 のうち 1 時間程度（12:00～13:00 を除く）
- ・毎週 水曜日（祝祭日除く）  
9:00～12:00 のうち 1 時間程度

#### ◆ご注意

- ・カメラ付き通信機器をご用意いただき、カメラを ON にしてご参加ください。
- ・個人情報保護のため、通話の録音・録画は禁止しております。
- ・説明会開始の前に、ご登録いただいたメールアドレス宛に Teams の招待メールを  
お送りします。「 ir-ishiboshu@city.yokohama.lg.jp 」からのメールが受け取れるよう、  
事前に設定をお願いします。

#### <申込方法>

##### 1 電子申請による申込

###### ① 横浜市電子申請・届出システムにログインする

\* 横浜市電子申請・届出システムを初めて利用される場合は  
新規登録が必要となります。登録の際に取得した ID と  
パスワードは必ず控えておいてください。



[横浜市行政医師（公衆衛生医師）  
職場訪問・WEB 説明会 申込フォーム]

###### ② 申込フォームに進む

手続き一覧（個人向け）から、  
「横浜市行政医師（公衆衛生医師）職場訪問・WEB 説明会申込」を検索します。  
※右上の二次元コードからも申込フォームに進むことができます。

###### ③ 申込フォームにて必要事項をすべて入力し、申込を完了させる

登録したメールアドレスに、申請の受付をお知らせするメールが届いているかを確認して  
ください。横浜市電子申請・届出システムのマイページからも申込状況をご確認いただけます。

## 2 電話による申込

### ① 医療局職員課へ電話（045-671-4822）

- ・担当者より希望内容等の確認
- ・氏名、年齢、居住地、勤務先、専門科目、ご連絡先など、差し支えない範囲でお伺いします。

### ② 電話・Eメール対応

ご来庁または WEB 説明会のスケジュール調整など、担当者から電話または E メールでご連絡します。

## ＜注意事項＞

- ・電話によるお問い合わせは、平日 9:00 から 17:00 までの間を基本とさせていただきます。
- ・職場訪問や WEB 説明会は、複数名の希望者と合同となる場合があります。
- ・市役所等へお越しいただく際の交通費は、自己負担となります。

採用の時期や勤務条件等について、ご質問やご不明な点がありましたら  
お問い合わせください。

## お問い合わせ・書類提出先

---

横浜市医療局総務部職員課 行政医師（公衆衛生医師）募集担当

提出先：〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎17階

みなとみらい線「馬車道駅」1C出入口直結

JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩3分

電話：045-671-4822 / FAX：045-664-3851

E-mail：[ir-ishiboshu@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-ishiboshu@city.yokohama.lg.jp)

横浜市行政医師（公衆衛生医師）採用情報ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/iryo/ishiboshu.html>

横浜市 公衆衛生医師

検索



